

遺言公正証書の作成に必要なもの

- 1 遺言者本人の印鑑登録証明書 1 通（発行から証書作成日まで 3 か月以内のもの）

住民登録のある市区町村役場でお取りください。

公正証書作成当日，実印をご持参ください。

- 2 遺言者本人の戸籍謄本 1 通（遺言者本人と相続人全員が記載されているもの）

遺言者の本籍地の市区町村役場でお取りください。文京区に本籍がある方はシビックセンター 2F の窓口で戸籍謄本請求書の請求欄に『相続のため』と記入した上，担当者に「相続人全員が記載された戸籍謄本をください」と説明してお取りください。

兄弟にあげる場合は，遺言者本人の親の戸籍謄本をお取りください。

- 3 親・子・配偶者・兄弟以外の人に財産をあげる場合

貰う人の住民票 1 通。同人の住所地の市区町村役場でお取りください。

- 4 不動産を相続させる場合

不動産の登記簿謄本 1 通

東京法務局九段合同庁舎で全国のもので取れます。なお，固定資産評価証明書等があれば，本公証役場が登記情報提供サービスを利用して登記情報を入手することも可能です（実費をいただきます。）。

固定資産評価証明書 1 通，又は 1 戸建の場合ご自宅にある『固定資産課税通知書』

同評価証明書は物件所在地の市町村役場でお取りください。東京 23 区内の物件はシビックセンター 6F 都税事務所でお取りください。

- 5 預貯金等を相続させる場合

銀行名・支店名・口座番号か証書番号をメモしてください。公正証書作成時点での大まかな金額をお知らせいただきます。

- 6 特に指定して相続させたい動産があればメモしてください。

- 7 遺言執行者 1 名を決めてください。

遺言執行者は，配偶者，子孫，その他財産を貰う人でも差し支えありません。

- 8 公正証書作成時には，「証人」が 2 名必要です。

親族以外の人を 2 名選び，住所・氏名・生年月日・職業をメモしてください。

心当たりがない場合は，当役場で適任者をご紹介しますので，申し出てください。

以上